

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成25年11月1日から同月30日までの間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する意見の募集を行ったところ、49件の御意見を頂きました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成25年国家公安委員会規則第16号）

2 命令等の案を公示した日

平成25年11月1日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 49件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 40件

電子メール 3件

F A X 0件

郵 送 6件

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案について

(1) 「配偶者からの暴力等」の規定について

配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号。以下「援助規則」という。）第1条第1号における「配偶者からの暴力等」の規定について、

「配偶者からの暴力等」については、「等」と記載せず、その内容を具体的に記載すべきである。

「配偶者からの暴力等」を、「法第6条に規定する配偶者からの暴力又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（身体に対する暴力に限る。）をいう。」と定義しているが、「法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」では、「法第28条の2に規定する」という文言は「関係」を修飾するのみであり、当該関係にあった相手からの暴力が含まれないのではないかと

といった御意見がありました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号。以下「改正法」という。）により、配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る。）に加え、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成18年法律第31号。以下「法」という。）第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（身体に対する暴力に限る。）も警察本部長等の援助の対象となること、これらの暴力を規定するに当たり文言が複雑なることを防ぐため、「配偶者からの暴力等」という用語を用いて規定することとしたものです。

また「法第6条に規定する配偶者からの暴力又は法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力（身体に対する暴力に限る。）をいう。」との定義については、改正法で新設された法第28条の2において、法の規定における「配偶者からの暴力」という語を「法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えることとされていますので、「法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」という語を用いることにより、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にあった相手からの暴力を含め、改正法で警察本部長等の援助の対象に追加されたものを過不足なく規定することができるものと考えております。

(2) 警察本部長等の援助について

法第8条の2及び援助規則に基づく警察本部長等が行う援助について、

どの程度の被害を被った場合にどの程度の援助が受けられるのか明らかではない。

援助に当たって、申出内容の事実確認を行うなどの事項を援助規則に記載すべきである。

援助申出書（援助規則別記様式）に申出者が受けた暴力の内容を具体的に記載

する欄を設けるべきである。
といった御意見がありました。

警察本部長等の援助については、(1)の配偶者からの暴力等を受けている者から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、配偶者からの暴力等の態様、受けたい援助の内容等について具体的に聴取した上で、警察本部長等がその申出を相当と認めるときに、援助規則第1条第1号から第4号までに規定する援助のうち適当な援助を行っています。当該申出を相当と認めたときにのみ援助を行うことは、援助規則第1条においても規定されています。

援助申出書は、被害者の申出内容等を確認し、その意思に基づくものであることを明らかにするために提出を求めているものですが、申出をした者が受けた配偶者からの暴力等の内容を含む被害の状況や援助を受けたい理由については、申出を相当と認めるか否かを判断する前に事前に聴取等を行い、詳細かつ具体的に記録しています。その内容に基づき申出が相当と認められた場合に初めて、当該申出をした者から援助申出書を提出していただくこととなりますので、援助申出書に配偶者からの暴力等の内容について改めて記載する必要はないと考えています。

2 その他

規則案の内容に対する御意見ではありませんが、配偶者からの暴力について虚偽の申立てが行われている実態があり、これをなくすため、被害者が裁判所へ保護命令を申立てた場合を含め、申立てをした者の言い分のみによることなく警察が十分に事実を確認するべきであるとの御意見や、男性が配偶者からの暴力について相談等した場合、女性被害者と同様に扱うことに配慮してほしいなどといった御要望がありました。これらについては、今後、配偶者からの暴力事案等に適切に対処していくための参考とさせていただきます。